⑵　防疫区域及び監視区域
　移動制限区域のうち、原則として、発生農場を中心とした半径３キロメートル以内の区域をより長期間にわたり家畜等の移動を禁止する防疫区域として、それ以外の区域を監視区域として区分する。なお、⑴の②の場合には、原則として、防疫区域を除く移動制限区域全体を監視区域とする。
⑶　家畜市場又はと畜場で発生した場合
　都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
①　原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。
②　当該家畜の出荷元の農場を中心として、⑴及び⑵と同様に移動制限区域を設定する。
⑷　移動制限区域の設定方法
①　移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。
②　移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
③　移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
ア　移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
イ　報道機関への公表等を通じた広報
ウ　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示
⑸　家畜の所有者への連絡等
　都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。また、当該区域内の家畜の所有者に対し、いのしし等の野生動物の侵入防止の徹底について指導する。

２　移動制限区域の変更
⑴　移動制限区域の拡大
　発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。
⑵　移動制限区域の縮小
　発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径５キロメートルまで縮小することができる。
３　移動制限区域の解除
⑴　防疫区域
　次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後11日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後22日が経過していること。
⑵　監視区域
　⑴の①の検査により全て陰性を確認した時に解除する。
４　制限の対象
⑴　生きた家畜
⑵　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って22日目の日前に採材され、区分管理されていたものを除く。）
⑶　家畜の死体
⑷　敷料、飼料、排せつ物等
⑸　家畜飼養器具
５　制限の対象外
⑴　敷料等の処分のための移動
①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。
②　移動時には、次の措置を講ずる。
ア　移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。
カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
キ　移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ケ　移動経過を記録する。
③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
⑵　移動制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動
　移動制限区域外の農場の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑴の③のアからウまでの措置を講ずる。
⑶　移動制限区域外の家畜等の通過
　移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑷　その他
　⑴から⑶までに規定するもののほか、原則として、移動制限区域の設定後22日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該22日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、次のとおり制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
①　移動制限区域内のと畜場の再開を再開すること。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。
②　移動制限区域外から移動制限区域内へ家畜を移入すること。
第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）
　口蹄疫防疫指針第９を準用する。
第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２）
　口蹄疫防疫指針第10を準用する。
第11　ウイルスの浸潤状況の確認
１　疫学調査
⑴　調査の実施方法
　都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも22日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り並びに飼料（食品残さを含む。）の給与状況に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。
⑵　疫学関連家畜
　調査の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に血清抗体検査を行う。
①　病性判定日から遡って８日以上22日以内に患畜と接触した家畜